

造作物への注意文言表示に関するマニュアル

製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準 6.及び加熱式たばこ製品の製造たばこ部分に係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準 6.に規定する消費者の銘柄識別のための造作物(以下単に「造作物」という。)への注意文言表示について、次のとおり定める。

1. 造作物への注意文言の表示は次による。

- (1) 造作物には、製品の主要な面が表示された部分(以下「主要面部分」という。)に、大きく、明瞭に、読みやすいよう、注意文言を表示する。注意文言の表示スペースは当該主要面部分の面積の十分の五以上の面積とする。ただし、当該主要面部分の面積が著しく小さく、表示された注意文言の有効性が確保できない場合には、たばこ自動販売機又は代金支払場所等の見やすい場所に、当該主要面部分の合計面積の十分の五以上の面積に、注意文言を表示する。
- (2) 造作物のたばこ自動販売機への装填等又は代金支払場所等への設置若しくは貼付の際は、たばこ製品の小売定価の表示タグ等によって注意文言が覆い隠されることがないように留意する。
- (3) たばこ自動販売機においては、販売用の製品の包装に係る法定注意文言が、おおむね均等に表示されるよう努める。なお、個々の銘柄について、販売用の製品の包装に係る全ての法定注意文言をそれぞれ表示したものを作製することは要しない。
- (4) 既存の造作物からの切替えについては、次による。
 - a. 会員社がたばこ小売販売店に貸与しているたばこ自動販売機及びたばこ小売販売店の代金支払場所等における自社銘柄の造作物については、2020年6月30日までに会員社からたばこ小売販売店に提供する。
 - b. 出張販売許可場所及びたばこ小売販売店が所有するたばこ自動販売機における自社銘柄の造作物については、2020年6月30日までに切替えを完了するよう、会員社がたばこ小売販売店に対し、必要な支援を行う。